

教科書行政に関する一考察

明治期の教科書疑獄事件の示唆するもの

千葉 千枝子

A Consideration on the Textbook Administration

A Meaning of the Textbook Scandal in the Meiji Period

Chieko Chiba

〔内容抄録〕 明治37年に、第一期国定教科書の使用が開始された。この教科書は、日本の資本主義の興隆期を背景としていただけに、比較的近代的な性格があった。この義務教育教科書の検定から国家への切りかえの導火線となったのは、明治35年に起った教科書疑獄事件といわれる。しかしこの事件がなかったならば国定制度の確立がなかったかといえ、かならずしもそうではない。当時、衆議院、貴族院において教科書国定化への建議がなされていたことは、その現れでもあり、教科書の国家統制のルールがすでにしかれていたといえる。国定教科書は、戦後廃止されたが、そこに至るまで、五期の変遷がある。ここでは、教科書疑獄事件を契機として第一期国定化に至る過程と戦後の教科書問題についての関連を考察してみたい。

I

明治政府が近代国家を建設するための国策として、殖産興業、国民皆兵であったといえよう。わが国において国家権力の教育は、1872（明治5）年の「学制」によって開始され、1890（明治23）年の「教育勅語」の発布によって確立される。けれども当初富国強兵のための教育であるということ国民に意識させなかったのは、それまでの封建体制下の教育と区別するため、教育の機会均等、個人主義ということを強調していたからである。「学制」の理念を説いた「学事奨励ニ関スル被仰出書」の中でも学問をするのは、個人の立身、治産、昌業であって国家のためというのは誤りであるとさえ断定している。「権力による」教育であるということを感じさせないための努力が払われたのである。しかし、明治20年代に至ってからは、国家のための教育であることを意識させるような政策がなされるようになる。総理大臣伊藤博文のもとに新しく発足した内閣で、文部大臣森有礼は、その抱負とする国家教育の路線をしいていった。

1886（明治19）年3月には、「帝国大学令」4月には、「師範学校令」「小学校令」「中学校令」さらには「諸学校通則」が発布された。また「教員免許規則」などが定められたのと並んで5月に「教科用図書検定条例」や「教科用図書検定規則」が定められた。「小学校令」第13条「小学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルベシ」に開始された検定は非常に注目すべきことであった。何故ならば、国家主義的に解釈された教育勅語が、検定教科書となるに及んで、教科書の国家統制が進む結果となるのである。この検定教科書の出現こそは、近代日本教科書史上第一の転回点であるといわなければならない。¹⁾

わが国は明治初年以来20年頃までは、資本蓄積時代であり、政府はこの日本の資本主義を育てるための努力を重ねてきた。そして20年頃になると産業革命が進行し、軽工業が発達し、朝鮮貿易がやや出超過に好転しはじめる。そして、やがて日清戦争をひき起こすに至るのである。不平等な規約もそれが規約である以上それを押しつけられた側のこうむる圧迫は非常に大きい。日本もまさにこの被害者であった。条約改正は近代日本の前進の真向うからはばむ障害であったことをみのがせない。その改正は、日本の最大の問題であり、明治初期のあらゆる政策もこの不平等条約改正に集中されていたといえる。条約改正の達成をはかるために、起ってきた欧化主義も世論の非難を浴びた。このような風潮から、いわゆる国粋主義が抬頭して、欧化主義に代る国家主義が世論の中心を占めるようになった。これは幕末の攘夷論以来の外人恐怖感、また国民的な不安感、劣等感の表現であり、またこれらに対する対抗意識であった。このように国家主義にならざるを得なかった歴史的必然がそこにあったといわなければならない。

II

明治27年6月1日衆議院に「帝国普通教育の主義並に其教科書検定の方針に関する質問書」が提出され、教育勅語にそぐわない修身教科書についての質問が行なわれている。²⁾ また明治29年に貴族院第9回議會において「国費を以て小学校修身教科書用図書を編纂するの建議案」が提出された。その内容は次の通りで「小学校修身科の教育たるや國家に至大に關係を有するものなる由り其の教育を施すに必要する教科用図書は国費を以て完全なるものを編纂し其の教育の欠点なきを期せざるへからず故に政府は特に一つ編纂機關を設け委員組織を以て小学校修身教科用図書を編纂するの計画を為さむことを望む因て茲に建議す」とし教科書国定化への方向に進む底流となった。³⁾ このようにすでに国定化の準備がなされていたのである。そのようななかで教科書国定化へのきっかけとなったのは、1902(明治35)年の教科書疑獄事件である。しかしこれは決して一挙に起ったものではなく、教科書の学校における採用をめぐる醜聞、スキャンダル、汚職などの問題があることは、日清戦争以後公然と論議されるようになっていた。このような事態に対して文部省は、1901(明治34)年「小学校令施行規則」を改正し、教科書発行の出版社の運動を抑え、審査、採定に関する制裁も定められた。「小学校令施行規則」に追加した処罰規定は、次のようである。「第63条ノ2、小学校教科用図書ノ審査又ハ採定ニ関シ其ノ前後ヲ問ハス左ノ各号ノ一ニ該当スル所為アル者ハ二十五日以下、重禁錮又ハ二十五円以下ノ罰金ニ処ス(以下略)」。第一には直接又は間接に、金銭物品手形その他の利益、若しくは公私の職権を官吏、学校職員、(若しくは運動者に供与し、又はこれが承諾を周旋勧誘したる者、第二には、直接又は、間接に酒食、遊覧等、その方法及び名義の何たるを問わず人を饗応接待し又は、饗応接待を受けたる者又は、旅費若しくは休泊料の類を代弁し、及びその代弁を受けたる者、並びにこれ等の約束を為し又は約束を受けたる者、第三には官吏学校職員又は、その関係ある学校法人等に対する利害の關係を利用し、直接若しくは、間接に官吏学校職員を誘導し、又は威逼したる者、及びその誘導威逼に応じたる者、第四には、官吏又は学校職員に暴行脅迫を加え、若しくはこれを拐引した者、第五には採定を妨ぐる目的を以て新聞紙、雑誌、張札その他の方法を以て官吏又は、学校職員に対し虚偽の事項を流布したる者、以上の者が制裁を受けるのであった。⁴⁾ しかも「第63条ノ3、(前略)小学校教科用図書ノ審査又ハ採定ニ関シ刑ニ処セラレタル者ノ発行ニ係ル図書ハ裁判確定ノ日ヨリ五箇年間之ヲ採定スルコトヲ得ス」という厳重な規定が定められた。しかしこのよな制裁をもっても収拾出来ない事態となったのである。

Ⅲ

教科書疑獄事件のあらましは、次のようである。明治33、34年ごろの出版界では金港堂と集英堂と普及社の三大教科書会社がトラストをつくった。もっともこれは初期のトラストであるにはちがいない。それが販売政策から役人や先生に賄賂をおくり、買収して問題をおこしたのである。明治35年11月初旬、品川近くの田圃に捨てられていたという、皮の折靴が警察にとどけられ、その所有者の名刺がはさんであったのを見ると山田禎三郎であった。彼は東京高等師範学校の出身であり茨城師範学校の校長をしていた。その夏の総選挙に長野市から候補に出、水品平右衛門とのぎを削ってあらそったのである。一票を五、六十円で買収し、一週間に一万三千円を使ったが落選し世の評判にのぼっていた。地方旅行の帰りに折靴をすられ、「すり」は中に入っている金だけをぬきとり靴は書類の入ったまま汽車の窓から外へ投げすてたのである。警視庁では、この年（明治35）1月ごろからそのころ日本一の大出版社の金港堂社主の原亮三郎の身边を内々に監視していた。この靴の中から関係書類が続々と見つかったのであり、原亮三郎はもと神奈川県学務課の役人であった。明治14年ごろ小学校の教科書まがいのようなものを編纂したところ意外な売れゆきを見せ、辞職し、横浜に本屋をひらき、土地にちなんで金港堂と名づけた。それから東京に進出したころの金港堂は日の出の勢いで、家内工業的な出版を資本主義的に切りかえた先鞭は、金港堂がつけたといえるであろう。

明治初年、小学校設立当時、教科書は実に雑駁であり、修身書は、ほとんどが翻訳書であり、日本外史や文章規範や、福沢諭吉の「世界国尽」などがもちいられた。明治6年文部省が作った最初の「小学読本」をとってみても大部分が直訳であった。この時4冊を刊行したのである。その他の諸科についても、民間に雑多な教科書まがいのものが出版され収拾の道がないので明治19年、文部省に編集事務局がおかれることになる。その他の諸科まで手がとどかないため文部省令第7号をもって「教科用図書検定条令」を定めた。検定済の教科書が幾種類かでき、それを各府県の審査会で決定し、採用することになり、教科書出版が独占事業に近い仕事となった。そのため買収が中央政府役人ばかりでなく府県にまでひろがる結果となるのである。教科書がもうかるとなると他の本屋もだまっぺはいない。しかし、将来共だおれになる危険も十分にある。そこで企業合同をしてトラストをつくったのである。それは金港堂と金港堂がもっともしのぎを削った競争相手であった集英堂、その集英堂の分身ともいべき普及社とがいっしょになって帝国書籍株式会社というのを新設した。この新トラストの威力により、買収し、検閲もなんなく通してもらうことによって販売網をひろげていったのである。

山田禎三郎がこのトラストにどんな関係があったかといえば、以前に普及社が一度破産しかけていたのを、従来の高等師範の同窓、もしくは、師範学校の縁故によってその発行の教科書を全国各地の県で採用させ、普及社を立てなおし、その恩により、社長におさまった。その経歴の線でトラストになっても全国に運動させ教科書売りこみを便宜とし、思う存分腕をふるわしていた。その機密書類が警察ににぎられたのである。

当時は、尋常科が4年、高等科が4年。その所要の教科書は次のとおりであった。尋常科読本、800万冊、修身180万冊、習字800万冊、計2000万冊、高等科読本180万冊、修身90万冊、習字180万冊、地理90万冊、歴史90万冊、理科180万冊、図画180万冊、算術90万冊、総計2990万冊。そして標準価格は、尋常科15銭、高等科25銭であった。そしてこれを12、3の教科書出版社で競争して発行し、その筆頭第一が金港堂であった。

金港堂では、第一回到人力車、15、6台分の証拠書類を押収された。のこっている有力証拠書類に火をかけ焼かせたが、その現場を警官におさえられたのである。また富山房は、証拠書類に多量の硫酸をかけ手のつけようもないようにした。

料亭での饗応が数多くあげられその総計（明治31年分だけで）5483銭、妓493名、これは一端を示す数である。賄賂をおくった側の教科書出版者が、続々と挙げられると、今度は買収に応じた方の各県教育関係者にのびてゆく事になった。当時もっとも収賄のひどかったのが、和歌山県の県視学の小杉恒太郎であった。彼は県の教育行政の敏腕家であった。金港堂の賄賂に対して成功謝礼金とし三千円を要求し、国光社に対して千五百円の成功謝金を集英社に対しても手付金三百円、後金千二百円の謝礼を文学社にも大同小異の約束をしていたのである。明治34年の1月和歌山県では、県の教科書審査会をひらき、一週間で各教科書の採用方針を決定した。教科書のうち一番もうけの多いのは、読本で、定価が高いうえに年に2冊使用するからである。そして教則の中に習字を国語のなかに加え「両々相関連せしめて教授すべし」という規定になっていた。もし金港堂の読本を採用すれば、習字もやはり同所のものを用いるのが普通であった。しかし、各社から賄賂を受け取っている小杉県視学は、国語読本、金港堂、修身および習字、国光社、そしてその残りを文学社、集英社、普及社に適当に配分し、さばいたのである。その他で収賄のひどかったのは、長野県視学の犬窪実、岐阜県視学の寺尾捨次郎、つづいて鹿児島、山梨、山口、大分、兵衛、静岡の県視学であった。このように教科書採択にからむ醜聞が多くきかれ、代議士、知事、師範学校長をふくむ143名が検挙されるに至ったのである。⁶⁾

IV

ここに至って文部省は国定教科書制度に積極的な態度を示すようになったのである。明治35年、菊池文部大臣の国定教科書に関する見解は、次のようであった。検定制度の不利な点として、転写の場合、不都合なこと、教科書を学校へ供給する点で不便なこと、また僅かな取り次ぎに利益が少なく、供給を怠る心配がある。教科書の採択で審査会員が相応の地位や学識があるにもかかわらず、今日のごとく醜聞がある状況で全国の小学校長や教員に対して書店が運動を行ったら、どのような事態になるか恐るべきであると列挙している。⁶⁾ また他の理由として、世論が国定化に傾いていること。これは明治27年の衆議院に提出された建議、また明治29年に「国費を以て小学校修身教科用図書を編纂する建議案」をもって世論の一致しているところだと考え、また教科書採択で各教科で会社が異なると、内容的に関連がなくなること、代価の上からいっても国民の負担に大きな違いがある。4月1日からの供給が間に合わないこと、紙質が非常に悪く製本も粗末である点を挙げている。⁷⁾ しかし国定化反対の理由についても反省すべきことも述べている。「是は有力なる反対と思ふ。文部省で編纂した書物のみになると競争すると幾ら収賄等のことはありても書物の内容は余り悪く無い、互いに競争して良い物を出さうと勉める。然るに国定としたならば之に対して競争が無くなる故に内容が一向進歩しない。段々時勢に遅れると云う反対がある。是は私は国定に反対の一番強い議論であると認めて居る。此点に就いては充分注意しなければならぬ」。⁸⁾ このように菊池文相は、検定教科書制度がもたらすスキャンダルだけの指摘ではなく、教科書の内容から考え意見を述べている点からも、国定教科書への非常な熱意を示していたのである。けれども、教科書事件について衆議院において明治36年5月29日に「教科書審査に関する決議案」に責任を問われるに至ったのである。

文部省は、1903（明治36）年「小学校令」の改正をおこない、その第24条に「小学校ノ教科書ハ

文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルヘシ」と規定することによって、ついに教科書の国定化は確立したのである。(これは修身、国語読本、日本歴史、地理で他のものは検定ようであったが、つぎに改正した「小学校令施行規制」においては、算術、図画も国定に加えた。)そして菊池文相の辞職後、その後任として陸軍大将であり内務大臣でもあった児玉源太郎が就任したことは、国定化の背後に陸軍軍人の尻押しがあったものと察せられる。⁹⁾

教科書国定化によって生ずる経済的、軽減は、全国1カ年需要冊数に対し、旧価格総計四百五十一万七千四百五十円、新価格総計百九十九万七千二百五十六円であって、減価総計は、二百五十二万九千八百八十八円であった。¹⁰⁾ この二百五十二万余円の節約は、教育費が明治33年「市町村教育費補助法」によって毎年百万が国庫から支出されたとはいえ大部分市町村費によってまかなわれており、日清戦争の疲弊にあえいでいた当時の民衆としては、受け入れる度合が大きかったといえる。¹¹⁾

1904(明治37)年4月から使用される新しい国定教科書は文部省で著作して見本を作り、「小学校教科用図書翻刻発行規則」によって、印刷、発行は民間にまかせたのである。そして販売機関は一本化して「株式会社国定教科書共同販売所」がこれを行なったのである。

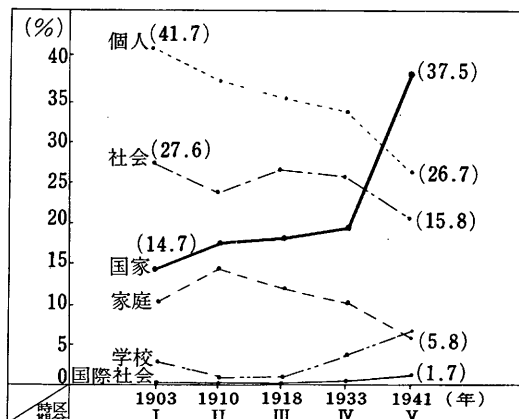
V

日本の資本主義は、日清戦争の結果、二億両(約三億円)という償金が流入し、朝鮮市場の獲得、金本位制の確立など、さらに好況にめぐまれ飛躍的な発展をとげた。重工業における大機械生産も戦後の経営や次の戦争に備える軍備拡張のために政府の指導のもとに推進されていった。このように資本主義の興隆期であっただけに第一期国定教科書は、近代的進歩的性格を備えていた¹²⁾といわれる。例えば、五期にわたる国定修身教科書を家庭、個人、社会、学校、国家、国際社会という六つの生活領域から分類してみると次の第一表のようになり、要約すると第一図表となる。¹³⁾

第一表 国定修身教科書に現われた道徳分類表

第一図表 修身教科書に現われた道徳分類図表

生活領域	時期区分	I	II	III	IV	V
家 庭		17	23	19	17	7
	(%)	(10.4)	(14.3)	(12.0)	(10.5)	(5.8)
個 人		68	61	56	56	32
	(%)	(41.7)	(37.9)	(35.4)	(34.6)	(26.7)
学 校		5	2	2	7	8
	(%)	(3.1)	(1.2)	(1.3)	(4.3)	(6.7)
社 会		45	38	43	41	19
	(%)	(27.6)	(23.6)	(27.2)	(25.3)	(15.8)
国 家		24	29	29	32	45
	(%)	(14.7)	(18.0)	(18.4)	(19.8)	(37.5)
国 際 社 会		0	0	1	1	2
	(%)	(0)	(0)	(0.6)	(0.6)	(1.7)
総 括		4	8	8	8	7
	(%)	(2.5)	(5.0)	(5.1)	(4.9)	(5.8)
計		163	161	158	162	120



第一期修身教科書で注目すべきことは、個人的倫理と社会的倫理において五期にわたる国定教科書中最高の比率を占めていることである。逆に国家においては、最低である。しかし国定化以前の教科書に比べると内容的に削除されている点もみのがせない。

たとえば、教科書に取り上げにくい英雄といえ、革命家であろう。国家に反抗を企てるものは政府としては、取り上げたくはないと推察される。しかし明治30年前半小学校修身教科書における、ジョージ・ワシントンの革命家としての扱いは、例外であったといえる。当時ワシントンと同

じように教科書で取り上げていた外国人に、リンカーンとフランクリンがいた。そしてこのフランクリンがまた、革命家としての内容が、教科書に載せられてあった。明治34年、集英堂発行の「小学校女子修身訓・高等科・巻四」に「第9 フランクリンの勤勉」「第10 フランクリンの修養」「第11 フランクリンの事業」と3つの文章がならんでいる。これらの教科書のワシントンやフランクリンの取り上げ方を、革命の指導者であるというのではなく、ヨーロッパの帝国主義国家から、戦って独立を勝ちとったということが、当時の日本が富国強兵の道を実践しつつある国に対する共感によるものだと考えるべきであろう。¹⁴⁾

このワシントン、リンカーン、フランクリンなどの人物たちは、国定教科書にも引き続き、登場してくるのである。ワシントンについて言えば、単に桜の木を切ったことを父に告白した正直な子どもであり、度量が大きいということだけを取り上げたものであった。またフランクリンは、「自立自営」「規律正しくあれ」「公益」という観点のみ取り上げたものにすぎないのである。いずれも独立戦争における英雄的指導者であるという面は、削除されているのである。ただリンカーンだけは、まだ奴隷解放の政治的業績が書かれていた。しかし、日露戦争後、幸徳秋水事件を契機として、第二期修身教科書においては、全く排除され、明治政府の反動的な教育政策の現れとして注目しなければならない。¹⁵⁾

明治30年前半は、民間の出版社の発行であるという自由さからか、西洋に学ぼうという態度が、率直に教科書に表われていたといえる。ところが、日露戦争前後になると、政治面、教育面についての問題点は、西洋に学ぶ必要がなくなったのである。フランクリンの革命家としての面は、削除されるが、発明家であり、社会事業家であり、勤勉な人間であったという面は、国定教科書にもひきつがれるのである。

次に第一期から五期の国語教科書の内容分析を比較してみると第二表のようである。¹⁷⁾

第二表 国定国語教科書の内容分析

題数(但巻)は本書教材のみの	生活的内容	的内容	ミラクリズム	ナショナリズム	社会的内容(一)	社会的内容(二)	科学的内容	歴史的内容	文学的内容	教材内容	時期区分
238	9	17	8	2	9	89	26	78	2	明治七年	I
	3.8	7.5	3.4	0.1	3.8	37.2	10.9	32.0%			
300	15	12	12	6	12	90	37	116	4	明治十二年	II
	5.0	4.0	4.0	2.0	4.0	30.0	12.3	38.7%			
305	8	8	8	9	6	67	42	157	6	大正七年	III
	2.6	2.6	2.6	3.0	2.0	22.0	13.8	51.5%			
307	6	17	10	4	3	55	46	166	8	昭和八年	IV
	1.9	5.5	3.3	1.3	1.0	17.9	15.0	54.1%			
306	8	44	13	0	7	52	34	148	10	昭和六年	V
	2.6	14.4	4.3	0	2.3	17.1	11.1	48.4%			

注 太字は最高 イタリック体は最低

第一期は、科学的内容が最高を示している。今まで述べてきたように産業の興隆期を背景としていただけに、西洋の文化を受け入れ追いつこうという面が表われているといえよう。第二期においては、社会的内容、家、郷土などの内容が最高である。第三期は、大正デモクラシーという大きな流れを背景としていただけに、政治、経済法律などの社会的内容が多くなり、充実してきた。第四期は、文学的内容が、最高を示しており、文学的性格が最も発揮された教科書であるといえよう。第五期においては、もはや、ナショナリズム、ミラタリズム的内容にぬりつぶされるのである。このように五期に、わたる国定教科書を比較してみると、第一期は、比較的近代的であり、啓蒙的性格があったといえるのである。この第一期国定教科書も日露戦争後明治43年には、家族主義国家倫理と国家主義をいっそう強く打ち出した教科書に改訂されるのである。

IV

国定教科書の一端ではあるが、検定から国家の切りかえ時期を取り上げてみてきた。戦後の教科書は、戦前の教科書の反省を基盤として行かなければならない。戦後、新しい検定教科書は、1949

(昭和24)年度から、使用されることになっていた。民間出版社が教科書づくりを進めていたが、実際は、昭和24、5年度は、文部省は検定制度が始っても、国定はそのままつづけ、その両方が発行された。しかし、教科書制度審議会の「国定全廃」の答申が出され、1950(昭和25)年でうちきられるのである。検定教科書となり自由競争を前に、民間出版社は、研究をはじめていた。教科書の検定権が、各地の公選された教育委員会が、用紙事情のために、文部大臣にゆだねられていた。しかし一度の検定も、教育委員会において行なわれないうちに、1953(昭和28)年学校教育法などが一部改められ検定権は、文部大臣になったのである。1955(昭和30)年から、1956(昭和31)年にかけて、「うれうべき教科書問題」が大きくとりあげられた。これは民主党から「うれうべき教科書問題」というパンフレットが出され、第一部「商品化されてしまった教科書の実情」、第二部「教科書にあらわれた偏向教育とその事例」、第三部「教科書に対する日共と日教組の活躍」というような内容のものであった。これに対して、日教組は、ただちに反駁している。この間、文部当局は教科書制度の全面的改正の意向を示し、特に「採択委員会」「教科書配給公社」等の設置について研究、これを中央教育審議会に諮問することを決定している。このような事態から民主党と日教組の対立は、激化した。また日本学術会議の「学問、思想の自由委員会」も民主党のパンフレットが「学問、思想の自由をおかすおそれがある」として民主党に警告した。これが、いわゆる「教科書問題」の過程である。この教科書問題は、表むきは、教科書の採択、供給に関する問題を対象としていたが、ここでは、教科書の供給取引をめぐる不正と、教科書の内容そのものが問題の対象となっており、かつての教科書制度をめぐる問題より、いっそう深刻であるといえる。このような教科書問題は、明治30年代の検定化から国定への転換期に似ているといえる。教科書制度によっておこった弊害、スキャンダルの問題と、教育勅語にそぐわない修身教科書への内容批判がなされていたのと実によく類似しているのである。¹⁷⁾

1956(昭和31)年の第24国会に、教科書を実質的に国定化する教科書法案が出されるが、反対運動がはげしく、この法案は、廃案となった。しかし文部省は、この教科書法案の成立を見越して、制度の充実と改善をはかる必要な予算をくみ、この国会で成立していたのである。そのため文部省は専任の教科書調査官を置き、教科書検定審議会の委員をふやしたり、法案の内容がその後の行政措置で実現していった。特に検定に関することが、廃案になったにもかかわらず、その趣旨を行政措置だけで、実現していくことは、重大な問題だといわなければならない。採択発行に関することは、1963(昭和38)年の「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって、ほぼ国家統制が実現するといっても言いすぎではないだろう。学習指導要領により厳格に検定されていて実質的には、国定と同様で、そのうえ採択面で広域採択により統制強化をしたといえる。この他に、この法案は発行者の適格条件と事業能力をとりあげ、立ち入り検査など干渉権も定められていた。この広域採択が、教育委員会の「適切な指導、助言」の任務で、実現しはじめると、教育委員会や選定審議委員などに、売りこみ、饗応などの運動が盛んに行なわれるようになるのは必然であろう。一度採択されることにより、一定の期間、固定数が確保できることが、唯一の教科書会社の生き残る道であるとするれば、文部省に気にいる教科書を作ることになるであろう。

ここで今まで述べてきた明治の検定制度がもたらした教科書疑獄事件をふりかえらざるには、いられない。採択権の統制化が生み出す問題は、健全な教科書の育成はのぞめないといえる。

このような教科書問題の反省と批判を通して、具体的に今後の教科書は、どうあらねばならないかは、むずかしい問題である。しかし、教科書は、あくまでも子ども自身のものであることが必要である。また教科書制度問題は、時の権力者の政治的なかけ引きによって左右されてはならない。

そして教育の中立性という観点から考えなければならない。教科書はあくまでも教育における教具の一つにすぎないという考えにたって、知識のつめ込みに走ることを警戒しなければならない。そして教科書は、十分な費用と時間をかけて、教師や研究者、出版担当者をはじめとして、父母をふくめた広く、国民一般が、子どもの将来を考慮して納得しうるものであるべきであり、われわれはその義務を負っているのである。

最後に本稿において御指導を賜った本学増田実助教授に感謝の意を表します。

(註)

- 1) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，p. 146，(1960)
- 2) 唐澤富太郎：「近代日本教育史」，誠文堂新光社，pp. 130～131，(1963)
- 3) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，pp. 192～193，(1960)
- 4) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，pp. 202～203，(1960)
- 5) 木村 毅：「忘れられた明治史5」，明治文献，pp. 151～168，(1976)
- 6) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，pp. 206～207，(1960)
- 7) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，pp. 207～208，(1960)
- 8) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，p. 209，(1960)
- 9) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，p. 210，(1960)
- 10) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，p. 211，(1960)
- 11) 長田 新：「日本教育史」，御茶の水書房，p. 223，(1970)
- 12) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，p. 229，(1960)
- 13) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，p. 228，(1960)
- 14) 佐藤 忠男：「権利としての教育，言葉の論理と情念」，三一書房，p. 62，(1975)
- 15) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，p. 244，(1960)
- 16) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，p. 256，(1960)
- 17) 唐澤富太郎：「教科書の歴史」，創文社，p. 800，(1960)